

竹田市パートナーシップ宣誓の手引き

L esbian (レズビアン)	同性を好きになる女性
G ay (ゲイ)	同性を好きになる男性
B isexual (バイセクシュアル)	同性も異性も好きになる人
T ransgender (トランスジェンダー)	心と身体の性が一致しない人
Q uestioning (クエスチョニング)	自分自身の性がきめられない、 分らない、又は決めない人
～虹は性の多様性を表します～	
 パートナーシップ宣誓制度 2022年4月1日 導入のまち 竹田市	

竹田市パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し、継続的な共同生活を行うことを約したお二人が、お互いの関係が「パートナーシップ」である旨を宣誓した宣誓書を提出し、竹田市長が性自認や性的指向に係る性的マイノリティの自由な意思を尊重し、パートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度です。



竹田市
Taketa City

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度について	．．．．．	P3
2	宣誓を行うことができる方	．．．．．	P4
3	パートナーシップ宣誓の手続きの流れ	．．．．．	P5
4	宣誓に必要な書類	．．．．．	P6
5	パートナーシップ宣誓書受領証及び受領カード等の交付	．．．．．	P7
6	パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付	．．．．．	P7
7	届出事項の変更	．．．．．	P7
8	パートナーシップ宣誓書受領証等の返還	．．．．．	P7
9	Q & A	．．．．．	P8
9	Q & A（続き）	．．．．．	P9
10-1	様式第1号：パートナーシップ宣誓書	．．．．．	P10
10-2	様式第2号：パートナーシップ宣誓に関する確認書	．．．．．	P11
	【問い合わせ先】	．．．．．	P12

1 パートナーシップ宣誓制度について

竹田市では、市民一人ひとりが多様性を尊重しあい、個性を発揮できる社会の実現を目指しています。

竹田市においては、令和4年4月から「竹田市パートナーシップ宣誓制度」がスタートしました。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティであり、宣誓しようとする者のいずれか一方が竹田市に住所を有する（竹田市に転入予定でも可能です。）二人が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを、竹田市長に対し、宣誓する制度です。

この「竹田市パートナーシップ宣誓制度」には、法的な効力はありません。つまり、結婚と同様の権利を行使したり、税制面の優遇措置を受けたりすることはできません。

公的サービスの例としては、公営住宅の申し込みを法的に結婚している人たちと同じようにできたり、私的サービスの例としては、民間病院が認めれば本人に代わって同性のパートナーが手術に同意できたりするようなことが想定されます。

パートナーシップ宣誓制度を利用する同性カップルへの対応は、各病院や企業に委ねられており、啓発などを通じて、家族扱いとするサービス拡大が今後期待されます。

パートナーシップとは（竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第2条第1号）

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した、双方又はいずれか一方が性的マイノリティ（「性的少数者」ともいい、性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時の性と異なる者をいう。）である二者間の関係をいいます。

宣誓とは（竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第2条第2号）

パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

2 宣誓を行うことができる方

双方又はいずれか一方が、性自認や性的指向に係る性的マイノリティ（少数者）であり、かつ、以下のすべての要件を満たすことが必要です。

（１）宣誓をしようとする者の双方が、成年に達していること。

（※成年：民法改正により、2022年4月1からは18歳）

（２）宣誓をしようとする者のいずれか一方が、市内に住所を有している又は市内へ宣誓の日から原則１４日以内に転入を予定していること。

（３）宣誓をしようとする者の双方に配偶者がいないこと、かつ、現に当該パートナーシップの関係の相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。

（４）宣誓をしようとする者同士が、民法第７３４条及び７３５条に規定により婚姻することができないとされている者同士の関係にないこと。

《婚姻することができないとされている者同士の関係》

■直系血族…祖父母、父母、子、孫等

■三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

■直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 パートナースhip宣誓の手続きの流れ

① 宣誓日の事前予約

※事前に、電話で宣誓日時の予約をお願いします。

【予約先】

竹田市役所（本庁舎2階） 人権・部落差別解消推進課

電話 0974-63-4820（直通）

日時 月～金 9：00～17：00 （祝休日・年末年始除く）

場所 大分県竹田市大字会々1650番地

② パートナースhip宣誓

・予約した日時に、お二人そろってお越しください。

※ご希望に応じて個室を準備します。

・必要書類をご持参ください（必要書類はP6参照）

・市職員立ち会いのもと、お二人でパートナーシップ宣誓書に署名していただきます。※代筆してもらうことも可能です。

内容確認

・申請書類について、要件を備えているかを確認します。

③ 宣誓書受領証の交付

・要件を満たしている場合は、宣誓書の写しを添え、受領証及び受領カードを交付します。

《 通称の使用について 》

性的違和等、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称を使用することができます。その場合、受領カード表面に通称を表示し、裏面に戸籍上の氏名を表示します。

4 宣誓に必要な書類

宣誓には、次の書類が必要となります。

(1) 「パートナーシップ宣誓書（様式第1号）」及び

「パートナーシップ宣誓に関する確認書（様式第2号）」

①宣誓される日に、市職員の面前で自ら署名の上、提出してください。自ら署名できない場合は、代書も可能です。

②性別違和等の理由がある場合は、宣誓書及び確認書において通称を使用することができます。詳しくは（4）をご覧ください。

(2) 住民票の写し ※3か月以内に発行されたもの

①個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

②14日以内に転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書等

(3) 配偶者がいないことを証する書類（戸籍抄本等）※3か月以内に発行されたもの

①戸籍抄本は本籍地の市区町村で取得することができます。

②外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えてください。

(4) 通称を使用していることが確認できる書類（通称を使用したい方のみ）

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

(5) 本人確認書類

①運転免許証、個人番号カード、パスポート（※1点提示をしてください。）

②官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、宣誓しようとする者本人の顔写真が貼付されたもの（1点提示をしてください。）

③健康保険証、年金手帳等（2点提示をしてください。）

5 パートナーシップ宣誓書受領証及び受領カード等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓書受領証 1部」、「受領カード 各1部」及び「宣誓書の写し 1部」を交付します。

パートナーシップ宣誓書受領カード

(表)

パートナーシップ宣誓書受領カード

竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

本人 _____ 様

パートナー _____ 様

年 月 日 第 _____ 印

竹田市長



(裏)

竹田市は、市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしたい真に豊かでゆとりのある社会の実現をめざしています。この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、竹田市でいきいきと輝き活躍されることを期待しています。

受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

6 パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付

紛失や毀損などにより、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号）」を提出してください。

毀損・汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

※本人確認書類（運転免許証など）も必要となります。

7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第6号）」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類など）を添えて提出してください。

8 パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、一方又は双方が市外への転出をした場合、不正に取得・利用場合には、受領証を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第7号）」を提出してください。

9 Q & A

Q 1 パートナーシップ宣誓と結婚はどう違いますか？

A 1 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な権利や義務が発生します。
一方、竹田市パートナーシップ宣誓は要綱に基づき行われるもので、法的効力はありません。戸籍や住民票にも記載されません。

Q 2 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

A 2 本制度の導入により、性的少数者に関する社会的理解が進み、パートナーシップを家族に近い関係として扱うなど、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

Q 3 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか？

A 3 個室での対応をご希望の方は、予約時にお伝えいただければ対応できます。

Q 4 転入予定ですが、転入前に手続きができますか？

A 4 いずれか一方が竹田市民の方、または14日以内に転入予定の方を対象としています。転入予定の場合は、現在お住いの市区町村発行の転出証明書を提出してください。

Q 5 郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

A 5 郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人で来庁してください。（ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆可能です。）

Q 6 費用はどのくらいかかりますか？

A 6 宣誓書受領証の発行に費用はかかりませんが、添付書類の戸籍や住民票の発行手数料はかかります。

9 Q & A（続き）

Q 7 宣誓書受領証の発行は申請後すぐにできますか？

A 7 添付書類がすべて揃っていて、宣誓が適当と認められる場合は即日発行できます。
ただし、作成に一定の時間がかかりますのでご了承ください。

Q 8 受領証の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

A 8 お二人のご関係を市が認めることになります。

行政サービスとしては、市営住宅の入居申込や、犯罪被害者見舞金の申請ができるようになります。また、民間企業等においても家族同様の扱いのサービスに活用してもらえるよう、市として周知啓発に取り組んでいきます。

Q 9 宣誓書等の届出書類はどこで手に入れることができますか？

A 9 竹田市人権・部落差別解消推進課及び竹田市公式ホームページにて入手できます。

Q10 養子縁組をしています、宣誓できますか？

A10 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。養子縁組を解消した場合には、宣誓が可能です。

Q11 通称は使用できますか？

A11 性別違和等の理由により、通称を使用することができます。通称を使用する場合、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。

10-1 様式（様式第1号：パートナーシップ宣誓書）

様式第1号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓書

竹田市長 様

私たち と は、竹田市
パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、互いをその
人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

（宣誓者）

（宣誓者）

住所

住所

フリガナ

氏 名

又は通称

フリガナ

通称使用の場合

戸籍上の氏名

（生年月日： 年 月 日）

フリガナ

氏 名

又は通称

フリガナ

通称使用の場合

戸籍上の氏名

（生年月日： 年 月 日）

（代筆者）

（代筆者）

住所

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

氏名

（注）宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代筆が可能ですが、下段に代筆者の住所及び氏名をご記入ください。

《添付書類》

①住民票の写し（住民票記載事項証明書）、転入予定の場合は転出証明書等

②配偶者がいないことを証する書類（戸籍抄本等）

③通称の使用を希望する場合は日常生活において通称を使用していることが確認できる書類

※本人確認書類（個人番号カード、旅券、運転免許証など）の提示

10-2 様式（様式第2号：パートナーシップ宣誓に関する確認書）

様式第2号（第4条関係）

パートナーシップ宣誓に関する確認書

竹田市長 様

私たちは、竹田市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、以下の内容を確認したうえで、パートナーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）を行います。また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は宣誓書の写しと宣誓書受領証及び受領カードを市に返還します。

年 月 日

氏 名

又は通称

通称使用の場合

戸籍上の氏名

（電話番号

氏 名

又は通称

通称使用の場合

戸籍上の氏名

（電話番号

（代筆者）

氏名

（代筆者）

氏名

確認事項（必ずお二人で確認してください）		回答欄（該当する□に「レ」をつけてください。）	
要綱第2条	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人であること。	☐ 該当する	☐ 該当しない
要綱第3条第1項	（年齢要件） 宣誓当日において、民法に規定する成年年齢に達していること。	☐ 該当する	☐ 該当しない
要綱第3条第2号	（住所要件） 次のいずれかに該当すること。 ①双方が市内に住所を有している。 ②一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定している。 ③双方が市内への転入を予定している。	☐ ①に該当する ☐ ②に該当する ☐ ③に該当する ②③の場合 転入予定者氏名 （転入予定 年 月 日） 転入所定者氏名 （転入予定 年 月 日）	☐ 該当しない
要綱第3条第3号	（独身要件） 双方に配偶者がいないこと及び、宣誓者以外の者とパートナーシップ関係にないこと。	☐ 該当する	☐ 該当しない
要綱第3条第4号	（近親者でない） 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。	☐ 該当する	☐ 該当しない
上記要件に変更が生じた場合及び要綱第9条に該当した場合は、受領証及び受領カードを返還してください。		☐ 確認しました	

※転入予定の場合は、転入後速やかに住民票を人権・部落差別解消推進課へ提出してください。

【問い合わせ先】

竹田市役所（本庁舎2階） 人権・部落差別解消推進課

878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

電話 0974-63-4820（直通）

fax 0974-63-0995